

未来みやざき子育て県民運動10周年事業「ファザーリング全国フォーラム in みやざき」 における親子音楽会開催業務委託企画提案競技実施要領

1 委託業務名

未来みやざき子育て県民運動10周年事業「ファザーリング全国フォーラム in みやざき」における親子音楽会開催業務

2 業務の目的

県では、安心して子どもを生むことができ、子育てを楽しいと感じられる宮崎県を目指して、県民全体で子どもと子育てを応援する「未来みやざき子育て県民運動」に平成23年度より取り組んでいる。当運動が令和2年で10周年を迎えるに当たり、「ファザーリング全国フォーラム in みやざき（以下「フォーラム」という。）」を開催することとしている。

音楽は子どもの発達や情緒の安定に効果的で、子育ての悩みや疲れを癒やす効果もある。また、親子で一緒に音楽を楽しむことは親子の愛着形成にも有効である。そこでフォーラムの分科会のひとつとして親子音楽会を開催し、親子で音楽を楽しむとともに、音楽のある子育てについて考える機会とする。

3 主な事業内容

- (1) 音楽会の企画提案
- (2) 音楽会の運営

4 委託料上限額

548,000円（消費税及び地方消費税額含む。）

5 委託内容

別紙「未来みやざき子育て県民運動10周年事業『ファザーリング全国フォーラム in みやざき』における親子音楽会開催業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

6 委託期間

契約の日から令和2年10月31日まで

7 参加資格

- (1) 宮崎県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体であること。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (3) 暴力団でないこと、又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体構成員を含む。）の統制下にある法人等でないこと。
- (4) 未来みやざき子育て県民運動の趣旨を十分に理解し、その推進に協力できること。

8 仕様書等の配付場所及び配付期間

- (1) 配付資料
 - ① 契約書（案）

② 実施要領

③ 仕様書

(2) 配付場所

宮崎県福祉保健部こども政策局こども政策課子育て支援担当

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号（宮崎県庁3号館3階）

(3) 配付期間

令和2年4月15日（水）から5月13日（水）まで

※ 本要領、仕様書については、上記期間中、宮崎県ホームページからダウンロードすることも可能。

9 スケジュール

(1) 実施公告 令和2年4月15日（水）

(2) 質問書受付期限 令和2年5月7日（木）

(3) 企画提案書・申出書提出期限 令和2年5月13日（水）

(4) 審査結果の通知 令和2年5月18日（月）

10 企画提案競技について

(1) 企画提案競技に係る質問

本企画提案競技について質問がある場合は、企画提案競技に関する質問票（別紙）を令和2年5月7日（木）までに本要領「11 問合せ及び書類提出先」宛にFAX又は電子メールで提出すること。

質問への回答は、原則として質問受付日から2日以内（土日・祝日は除く。）に質問者へ電子メールで送付することとする。

なお、質問の内容が仕様書に関わる重要な事項の場合は、県ホームページにて回答を公開することがある。

(2) 「企画提案書」及び「申出書」の提出

① 提案は、1者1案とする。

② 企画提案書は以下の内容を記載し、A4版1冊にまとめること。（やむを得ない箇所はA3折りたたみでも可）

ア 企画提案競技参加者の概要

(ア) 法人等の名称、代表者名及び所在地

(イ) 担当者職氏名及び者連絡先（電話、ファクシミリ、電子メール）

(ウ) 法人等の概要（法人等の業務内容等）

(エ) 法人等の財務資料（直近の決算書）

(オ) 業務実施に当たるスタッフ体制

(カ) 業務実施に当たっての優位性及び特色（過去の類似事業実績等）

イ 提案内容

別紙仕様書にあるすべての業務について企画・提案の内容を記載すること。

(ア) 音楽会の企画提案

(イ) 音楽会の運営

ウ 見積書

- (ア) 見積書の様式は任意だが、積算内容を明記すること。見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税額、合計額を明記すること。
- (イ) 宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とし、業務名は「未来みやざき子育て県民運動10周年事業『ファザーリング全国フォーラム in みやざき』における親子音楽会開催業務」とすること。

エ 申出書

本要領「7 参加資格」に合致することを申し出ること。

③ 提出部数

企画提案書5部（A4版）、見積書1部、申出書1部

④ 提出期限・提出先・提出方法

ア 提出期限

令和2年5月13日（水）午後5時まで（必着）

イ 提出先

本要領「11 問合せ及び書類提出先」参照

ウ 提出方法

持参又は郵送（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。なお、送付の場合であっても令和2年5月13日（水）午後5時必着とする。）

(4) 審査方法

企画提案書及び提出書類に基づき、業務委託に最も適格な事業者1者を選定する。なお、審査は別に定める審査要領に基づき行うものとする。

(6) 審査結果の通知

審査結果については、令和2年5月18日（月）までに通知する。

(7) 契約の締結等

- ① 上記（4）の審査手順により選定された最も優れた提案を行った提案者を契約締結候補者として、委託業務に関して必要な協議を行う（その際、企画提案書の内容は、協議の上で変更する場合がある。）ものとし、協議が合意に至った場合は、本委託業務の契約の手続きを行う。
- ② 契約締結候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約する。
- ③ 契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、予算の範囲内で随意契約を行うものとする。
- ④ 契約保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

(8) 提案の効力

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- ① 提案に参加する資格のない者が提案したとき
- ② 所定の日時及び場所に企画提案書を提出しないとき

- ③ 同一者が二件以上の提案をしたとき
- ④ 提案に関してその他不正の行為があったとき
- ⑤ 見積書の金額、氏名、印影、又は重要な文字の誤脱した、又は不明な提案をしたとき
- ⑥ その他、指示した事項及び企画提案競技に関する条件に違反したとき

(9) その他

- ① 提出された企画提案書等は返却しない。
- ② 企画提案に要する一切の経費は、参加者の負担とする。
- ③ 著作権法等の法令を遵守することとし、企画提案書の記載が、法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- ④ 選考に当たり必要があれば、企画書・見積書以外の資料提示を求める場合ある。
- ⑤ 選定結果の異議申し立ては認めない。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症の発生状況等によっては、本事業の内容を見直す場合がある。

1 1 問合せ及び書類提出先

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10-1

宮崎県福祉保健部こども政策局こども政策課

子育て支援担当 大久保、岡野

電話 0985-26-7056

ファクシミリ 0985-26-3416

電子メール kodomo-seisaku@pref.miyazaki.lg.jp